

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会
発信者情報開示ワーキンググループ（第3回）

1 日時 令和8年7月2日（木）17時00分～19時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

曾我部主査、今村構成員、上沼構成員、大谷構成員、垣内構成員、北澤構成員、
鎮目構成員、清水構成員、中原構成員

（2）オブザーバー

法務省、文化庁、最高裁判所

（3）総務省

藤田大臣官房総括審議官、荒井大臣官房審議官、相川情報流通適正化推進室長、
大内情報流通適正化推進室課長補佐、白水情報流通適正化推進室課長補佐

（4）発表者

Google LLC 代理人 赤川氏

株式会社NTT ドコモ 福山氏

NTT ドコモビジネス株式会社 内田氏

KDDI 株式会社 山本氏

ソフトバンク株式会社 山下氏

4 議事

（1）事業者ヒアリング（一部非公開）

（2）その他

【曾我部主査】

では、定刻になりましたので、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会の発信者情報開示ワーキンググループの第3回会合を開催いたします。本日はご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入る前に事務局から連絡事項のご説明をいただきます。

【大内補佐】

事務局でございます。議事に入る前に、事務局から連絡事項を申し上げます。

まず本日の会議は前半を非公開としておりますので、その点ご了承下さい。なお非公開部分につきましても、後日議事録を公開する予定でございます。

次に Web 会議による開催上の注意事項を申し上げます。本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。構成員の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。ご発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て主査から発言者を指名いただく方式で進めます。チャット欄に記入される際には、主査が内容を確認できるよう、会議全体向け、全てのパネリスト向けにお送りいただくようお願いいたします。ご発言の際にはマイクと映像をオンにしてご発言ください。発言が終わりましたらいずれもオフにお戻ください。接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他チャット機能で随時事務局や主査宛にご連絡をいただければ対応させていただきます。

続いて本日の資料の確認に移ります。本日の資料は資料3-1から資料3-4の4点を用意しております。資料については資料3-1「Google LLC 代理人ご発表資料」は非公開資料となっておりますので、内容について言及されないようご注意ください。また、資料の中で、一部赤枠で構成員限りとしている部分がございます。構成員限りの部分については言及されないようご注意ください。万が一手元に届いていない場合がございます。事務局までお申し付けください。なお本日、鎮目構成員及び北澤構成員が会議途中からご出席予定と伺っております。事務局からは以上でございます。

【曾我部主査】

はい、どうもありがとうございます。

では、議事に入りたいと存じます。本日の議事は2点でして、1点目が事業者ヒアリング、2点目がその他となっております。本日の議事は事業者からのご発表としまして、それぞれご説明いただいた後に質疑を行うという形で進めたいと存じます。それから最初の1点目の事業者ヒアリングにつきましては、一部非公開で進めてまいります。

では、議事（1）ですが、まず Google 社の代理人の方からご発表いただけるとのことですので、よろしくお願いいたします。

【Google LLC 代理人 赤川氏】

お時間いただきまして、発表を務めさせていただきます、Google の代理人の赤川と申します。何か分からない点があったら後ほどご質問いただければと思います。今投影していただいております資料に基づいてお話しさせていただきます。

まず私、簡単な自己紹介ですけれど、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士、赤川と申します。Google 社の発信者情報開示案件の対応をかれこれ制度黎明期からさせていただいておりますので、今回会社になんて代わって、実務のところがどうなっているのかというのをご説明させていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

2 ページです。資料の中身があまりなく申し訳ないのですが、事前にこういった内容でお願いされたことになるべくお答えできるように、項目として並べさせていただいております。

最初の対応件数ですが、これは社内で正確な数字を集約して、収集してお答えすることができなかったのも、口頭で説明させていただくということにさせていただいております。年間の対応件数、直近の 1 年ぐらいで見ますと、概数ではございますが、大体 500 件から 600 件程度という数の事件を発信者情報開示案件として対応させていただいております。全て当事務所で受任しているわけではないので、正確なことを申し上げることができない部分もあるのですが、基本的には一番多く受任はしているとは思っていますので、基本的に Google LLC 側とやり取りをしながら、どういう案件の対応をしているかというのは、我々の方で把握しているところと相違ないと思っております。対応件数は、直近では今申し上げたような件数になっておりますが、ここ数年、特に令和 3 年の改正以降については、かなり件数が増えてきたという認識であります。それ以前はもっと少ない数でございました。

また、事業者側の対応として、こういった件数を対応することの負担感というところで申し上げますと、なかなかケース・バイ・ケースのところもありまして、一概にご説明することは難しいです。特に CP の立場ですので、ケース・バイ・ケースの部分が多いかと思っております。また、被侵害利益が違ってくるというのが実際でございます。この事件数の中で、それぞれ提供命令、開示命令といった裁判所のご判断、命令が出てくるわけですが、Google 社としては、私が認識する限り、全て裁判所の命令には対応しているという状況にあります。若干補足させていただきますと、この後の話の中でも少しお話しさせていただきますが、稀にヒューマンエラーのようなものが発生して、原始的に実は対応不可能だったというものが後になって判明するものがございます。そういった例外的なものは除かせていただいて、基本的には開示命令で命じられたものというのは、裁判所の判断が出る前に、我々としても履行可能なものであるということを極力確認して、開示させていただいていることもありますので、出てきたものには対応しているという状況でございます。

提供命令、それから開示命令への審理対応の時間軸というところで申し上げますと、まず提供命令が出た場合の保有の確認と提供命令の履行の時間軸ですが、これについてはケ

ース・バイ・ケースとならざるを得ない部分がありまして、そのご事情をご説明したいと思います。一般には、日本に限らず各国から寄せられるこういったリクエストに Google LLC の一部署で対応しておりまして、その混雑状況というのも影響する部分がございます。それから IP アドレスの特定にはそれなりの手間がかかるようでして、というのは、情報も今申し上げた一部署で管理しているわけではなくて、色々な場所から情報を集めてくるという作業が必要になる場合がございます。そういった手間もあり、またかつ抽出自体の時間に加えて、グローバルな情報セキュリティを担保するといった辺りで、色々な規制の確認をしていくという作業も発生することがあると聞いておりますので、最近ですと、長くなると 2、3 ヶ月かかってしまうこともあるというのが実務的な我々の感覚でもございます。この辺りについては、皆様、あるいは申立人側の代理人の方から色々ご指摘もいただいているところですが、極力、我々、申立てを受けた側の代理人としましても極力急かしてはいる部分ではありますが、Google LLC の方に無理は頼めないというところもございます。

それから開示命令の方の審理ですが、開示命令の審理に関しては、Google LLC は CP の立場でございますので、CP の立場としては、原則的に反論書面を提出して、反論した上で審理に対応しているという状況でございます。ただ、これは Google LLC に関しましては、私どもが理解する限り、当事者としてそこまでどうしても反論がしたいというわけではなく、特に情報の認否といった点は、必ずしも裁判所の判断が出る前に、こちらとして、情報の存否を確認しなければならないというインセンティブが CP 側にあるわけではなく、どちらかというと日本の裁判制度がそうなっているから対応しているという面がございます。そのため、迅速化のための手法というのは色々あるとは思いますが、その方策の 1 つとして、Google LLC に関しては、事後的に争う機会を設けていただければ応じるということもあり得るのではないかというところでございます。

続いて、3 ページです。非訟手続導入というのは、令和 3 年の改正を主に想定しておりますが、改正以降の、当時の期待と改正以降の実務を見たところの振り返りを簡単に述べさせていただきます。

CP・AP 一括審理ということが導入されたわけですが、この点に関しては、Google LLC、特に代理人としましても、一定の目的達成が認められるのではないかと、全体として開示に向けた合理的、効率的な審理が実現できているのではないかと考えているところでございます。従前の CP・AP と段階的に手続を踏んでいただくことに関して、CP としても合理性は特に感じておりませんでしたので、この点は、今申し上げたような評価を私どもとしてもしております。

2 点目、非訟化で期待された審理の簡略化ですけれど、ここは率直なところ、裁判手続を実際にやっている中で簡易、迅速化されたかという点、先ほどの 2 段階が 1 段階になったという点を除いて、審理自体はそんなに簡易・迅速化されていないというのが率直なところの実感でございます。結局のところ、双方当事者、あるいは AP も含めると 3 当事者

で、保有確認や攻撃防御方法というのを提出して、日本の裁判所の良いところでもあるとは思いますが、比較的緻密な審理をされるというところで、迅速化というほどの劇的な変化というのはできていないのかなと思っております。

それから、その他裁判所の運用変化について気づいたところを率直に触れさせていただきますと、皆様重々ご承知のことかと思いますが、全体としても発信者情報開示事件の件数は、増加している傾向にはあるというのは肌感覚としてもございます。それから、裁判所のご尽力で申立側の利便性を考えて、裁判所が「スマートフォーマット」と呼んでいる、一種の申立書の雛形というものが導入され、一定の効率化には資する部分があると思う反面、率直なところ、それによって手続申立て自体が容易化することによる件数増加に繋がっている面はあるのではないかと懸念はございます。それから、裁判所で件数が増加していることとも全く無関係とは私からは思えないのですが、判断内容自体も若干変容してきているのではないかとというのが率直なところではあります。この制度開始当初は、開示することにさほど問題がなければ、基本開示を命じるという、私はどうしてもCP側の代理人を務めることが多いので、そのように感じられる判断も少なからずあったわけですが、最近では、もう少し本当に要件を満たしているのかという辺りを厳しく見られる裁判官も肌感覚としては増えてきているのではないかとというのが、率直なところのご回答でございます。

続いて、4ページです。こちらは、皆様ご検討いただいている見直しに際し、事業者としての課題感というものを率直に伝えさせていただきたいということで箇条書きさせていただいたものです。まず1点目の海外法制、特に米国の法制度との整合性というのは、このGoogle LLCについては特に当てはまりますし、海外事業者の中で米国の事業者も多いと思いますので、そういう事業者が他にもいらっしゃるのではないかと思います。いかんせんこの制度は日本と米国などで若干制度の建付けが違うところがございますので、そこを整合的にグローバル企業として対応しようとする、なかなか難しいところが出てきているところがございます。

例を挙げさせていただきますと、先ほど言及したところとも関係するのですが、米国ですと、裁判所の命令までに、必ずしも当事者の保有確認であるとか主張立証、攻撃防御を経ないで決定が出るというような手続もございます。それと比較しまして、日本の開示制度というのは、先ほど申し上げたとおり情報の保有をまず事前に確認し、それから当事者はきちんと攻撃防御を果たし、それに基づいて裁判所の判断が出るという、比較的慎重な手続を踏んで開示されるものですので、そこを事業者が必ずしも望んでいるかという、そうでもない先ほど申し上げたところではあります。やはりそれは、こういった海外法制との相違という部分から生じている部分というのもございます。端的にGoogleとしては裁判所の命令が出れば遵守するという立場を米国でも日本でも取っているわけですが、そこに至る経緯、手続が若干違っておりますので、そうした場合の対応のコストであるとかというのも変わってきているところがございます。

もう1点、この関連で申し上げますと、慎重に手続を踏んだ場合であっても、日本のタイプの手続で、どうしてもヒューマンエラーというのが生じてしまう場合があるということは先ほども申し上げました。その結果、日本の手続ですと、ヒューマンエラーの結果、保有していると思ったものが後で保有していないというのが判明したような場合に、間接強制という手続を踏まれてしまうと、理屈上はですが、いつまでもその間接強制金が積み重なっていくこととなります。そういった不都合が生じたことが実際あったりしまして、当事者としては協力する立場で、協力するという意図で対応しておりますので、こういった辺り、もう少し柔軟な制度にいただけると、より迅速に対応しやすくなる部分もあるのではないかと考えております。

それから海外当事者による利用の例というのも、この日本の手続を利用される例が最近散見されるようになりました。必ずしもその海外当事者の所在国での制度が利用できなかったり、あるいはできるものの日本の方が使いやすいとか、色々な理由によるものだと思いますが、日本の司法システム、あるいはその公的な負担の下でこういった部分に救済を与えるべきなのかどうかというのは、時々悩ましく思われる部分がありまして、準拠法であるとか裁判管轄の部分というのも見直ししていただける部分ももしかするとあるのではないかと考えるところがございます。

今お話ししたところに関連しますが、2点目、事業者の負担とそれによりもたらされる救済とのバランスというところは、私どもが常に課題感を持っておりますところです。私どもからいたしますと、開示されたものに基づいてどういった救済がなされているのかと、実際にそれがどの程度救済に結びついているのかというところは見えないところでございますので、協力する立場で色々なコストを負担して対応しているわけですが、それがどの程度実効性があるものなのかというのは、是非こういった場でご検討いただけないかなと考えております。これに併せて、濫用的事案への懸念というのも思っておりますので、そういったものに対するアプローチというのも考えていただきたいと思います。

最後、繰り返し申し上げたところにも関連するのですが、ヒューマンエラーについてのアプローチというのも、ご検討いただけるとありがたいと思っている課題感の1つです。迅速に対応、開示するということはもちろん努力はいたしますが、ヒューマンエラーというのはそこでどうしても起きてしまう。それに対してまたそこで事業者側にコスト、ないしサンクションがあるということだと、もちろん誠実に対応している前提ではございますけれど、なかなかその負担というのに納得がいかない部分というのは出てきてしまわないかというところがございます。また開示した情報が思わぬところで利用されるという懸念もしばしばございまして、申立ての中には、自己の経済的利益のために、手続の過程ですとか結果であるとかをWeb上で有償で配布するような方も出てきております。そういったものに歯止めを効かせる方法というのも是非ご検討いただけないかと思っている次第です。

概ねお時間になったかと思いますので、私からの発表は一旦以上にさせていただきたいと思います。

【曾我部主査】

どうもありがとうございました。そうしましたら、ただ今の報告につきましての質疑応答を行いたいと思います。時間としては15分余りを想定しておりますので、ご質問、ご意見おありの方はチャットにて発言希望をお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

では大谷構成員をお願いします。

【大谷構成員】

非常に丁寧なご説明をいただきましてありがとうございました。色々お聞きしたいことがあるのですが、ひとまず3点ほど教えていただければと思います。

1つは、事後的に争う機会があればありがたいというお話があったのですが、その事後的な争いの機会というのは具体的にどのようなものをイメージされているのかを少し詳しく教えていただければと思います。

それから、ヒューマンエラーのタイプなのですが、保有確認をした後で、実際には保有していないというタイプのものについての間接強制などのサンクションについて検討すればいいのか、他のタイプもあるのかどうかというのを教えていただきたいと思います。

そして、準拠法とか裁判管轄についての課題とおっしゃっていたのですが、これは民事訴訟法上の制度について何か特則を設けてはどうかというご提案なのかどうか、この点について教えていただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

【Google LLC 代理人 赤川氏】

では順番にお答えさせていただきます。

まず事後的な争う機会を与えていただきたいという発言の趣旨ですが、まず前提といたしまして、今、現状の制度をもってしても、もちろん上訴とか不服申立ての手続もございますので、事後的な機会はあるという理解ではあるのですが、私が申し上げたかったのは、そもそも制度として、裁判所の判断の前に争う機会を必ずしも設けていただく必要は、こと Google LLC の立場からするとそんなに強くないという趣旨です。そして、仮に事前にそういう争う機会がなかったとすれば、その代わりに事後的に争う機会を入れていただきたいという趣旨でございまして、そういう意味で今の制度を前提にした意見というよりは、かなり制度を抜本的に変えていただいた場合の意見ですので、ご参考までにお聞きいただければと思います。

それから2番目のご質問のヒューマンエラーのタイプにどのようなものがあるかという点ですが、私の頭の中にあるものとしては、先ほど申し上げた保有の確認のミスです。それとは別に何かあるかというと、実例を見たわけではなくこの場の思い付きですが、開示すべき情報と取り違えて開示してしまったような場合です。こういう場合に、免責もある程

度認められる部分もあるのかもしれませんが、あまり無責任なこともできませんので、そこにかかるコストとの関係で、どの程度慎重になるべきかという問題意識があります。他にもあるかもしれませんが、差し当たり思い浮かぶところは以上でございます。

最後の準拠法、管轄の部分ですが、現状の法律の中に既に管轄の規定が置かれているということは承知しているわけですが、裁判をどこでやるかということというよりは、どちらかというところ今の Google の問題意識としては、日本で出た開示決定にどこの範囲で応じるかという部分の方が強いかなと思っております。時々議論になることですので先回りしてお話しさせていただきますと、域外に所在するデータ、域外に所在する居住者の情報といった辺りの取扱いというのが、日本の法律だけではなくて当然現地の法律が適用されるわけで、その法律のバッティングというのが生じる可能性がございます。その処理について事業者として常に悩ましく思っているところで、今正しい解というのを持っているわけではないのですが、そういった辺りもご検討の 1 つの項目に加えていただけるとありがたいかなという趣旨で申し上げました。以上です。

【大谷構成員】

ありがとうございました。

【曾我部主査】

では続きまして、垣内構成員お願いいたします。

【垣内構成員】

垣内です。ご説明ありがとうございました。

2 点ございまして、1 点目は、先ほどの大谷構成員の質問と重なるのですが、事後に争えるのであればというところで、これは事前に必ずしも争う機会は必須ではないと、裁判所の命令がまず一旦出た上で、それに必要があればという機会があればそれでいいというイメージで理解したのですが、この場合、その裁判所の命令が出れば一旦情報は開示するという前提になるのか、それともそうではないということなのか。つまり事後的に争う機会があって、それを利用して最後まで争った場合にはそれを待つということになるのかという点についての確認が 1 点です。

それから 2 点目ですが、裁判所の運用の変化というところで、判断内容の変容と言いますか、近時その開示の要件を比較的に厳しく見る裁判官が増えてきたという印象のお話があったように思うのですが、これは素朴に考えますと申立てを受ける側の当事者として見れば、望ましい変化ということなのではないかとも思うのですが、何か対応コストとかとの関係で、必ずしもそうでないといった面もあるのかどうか。その裁判所の運用の変化についての評価について何かさらに教えていただけることがあればというのがあります。よろしくお願いいたします。

【Google LLC 代理人 赤川氏】

ありがとうございます。

まず 1 点目の、仮に事前に争う機会がないというか、攻撃防御を当事者が尽くさずに裁

判所が判断をして、その場合に裁判所の命令があれば一旦開示するのかという点ですが、これはもちろん事業者によってそれぞれ考え方がバラバラだとは思いますが、一応私の理解している限りは、“Notice and Takedown” なんかもそうだと思いますが、米国の仕組みに親和的なプロセスかなと思いますので、Google LLC は、もし仮にそういうプロセスになった場合には、比較的前向きに応じる立場なのではないかと思います。ただここは明確に聞いたわけではないので、一応今まで議論に出てきた中で、代理人限りで感じ取っている部分だにご理解いただければと思います。

一方で、争う機会をいただきたいと言っている以上は、やはり出た決定に不服があればその段階では必ずしも開示しないということにもなるかと思いますが、端的に申しますと、例えば CP 側に開示命令が出た場合には、そこで CP が納得できれば当然開示に対応するわけですが、理由に納得がいらず不服があるときには、その段階では開示せず、結局当事者で攻撃防御を尽くすような手続が進むということになるという手続もあり得るのではないかと考えているところです。

それから 2 点目ですけれど、これも実務的な感覚を申し上げてしまったので、なかなかコメントが難しいところではございますが、CP としては要件にそれぞれ厳しい判断をしていくというのは当然法律解釈のあるべき姿だと思っておりますし、そこである程度開示をする必要がないものも出てくるとも、望ましいとまで言っているのか分かりませんが、あるべき姿なのだろうと受け止めているところはございます。先ほど申し上げたとおり、この制度が開始された当時は、開示されても何も不都合はないでしょうという、先入観的な部分もあったのかなとも思うのですが、かなり容易に開示命令が出てしまうという感覚はございましたので、そういう意味ではきちんと判断していただけるようになってきたというのはあるべき姿だと我々は理解しております。

すみません。お答えになっているか心配ですが以上になります。

【垣内構成員】

どうもありがとうございます。

【曾我部主査】

では続きまして、今村構成員お願いいたします。

【今村構成員】

弁護士の今村でございます。ご発表ありがとうございます。

4 ページの、事業者の負担とそれによりもたらされる救済とのバランスの項目で、ご説明いただいた内容に関して質問なのですが、実際 CP 側として様々対応している中で、開示命令等に従って、実際それがどの程度救済に繋がっているのかというところで疑問点を提示いただいたと理解しております。その中の文脈で、濫用的な事案への対応というところの問題提起をいただいたと理解をしているのですが、質問としては、実際に CP に対する訴訟等が濫用的に行われているという趣旨なのか、もしくは実際に開示した情報が濫用的に用いられているのではないかという趣旨でのご発言なのかを、クリアにさせていただ

ればというところと、実際、濫用的な事案への対応というところで、どのような出口があり得るのかというところで、もしアイデアがあれば教えていただきたいです。どうぞよろしく願いいたします。

【Google LLC 代理人 赤川氏】

ありがとうございます。私のご説明も不明確で恐縮だったのですが、何に対する、誰に対する濫用かというところで申し上げますと、それは情報の本来の主体というか、対象に対する濫用という意味でして、CP に対する濫用的な申立てという意味では申し上げてはいないつもりでございました。

具体的にはどういうものが目に止まるかというところ、濫用という言葉が結構刺激的なので、口ごもってしまうところもあるのですが、これは CP の話ではありませんが、P2P のようなものもあれだけ数多くあって、それが本当にどの程度救済のために必要なのか、あるいはそれが開示された情報によって、その先、どのような請求が当事者間でなされているのかというのを想像するに、必ずしも適切でない例もあるのではないかと思います。先ほど言及いたしました、私どもは相手方になったものも含めて、当事者間の手続の書類を、フォーマットみたいな形で、フォーマットまで綺麗にしているかそこまで確認していないですが、そういうものをネット上で有償配布しているという事例があったりします。あとは我々が開示する情報の中には、IP アドレスだけではなくてアカウント情報のようなものの中に、結構センシティブなものも含まれるので、そういったものが出ていった場合に、適切に利用されているのかという懸念があると、そういう意味でございました。

【今村構成員】

ありがとうございました。参考になりました。

【曾我部主査】

では続きまして、清水構成員お願いします。

【清水構成員】

弁護士の清水です。発表ありがとうございます。

私から 1 点質問なのですが、保有確認なしで発令されて、開示をするというケースが、海外では普通に行われ、特に米国では行われているということなのですが、実際にその決定なり命令が出てから開示するまでの時間というのは、海外ではどれぐらいかかっているのかというのを教えていただきたいです。お願いいたします。

【Google LLC 代理人 赤川氏】

大変恐縮なのですが、その点は全く知らないもので、この場でお答えできません。

【清水構成員】

分かりました。ありがとうございます。

分かりました。ありがとうございます。

【Google LLC 代理人 赤川氏】

申し訳ありません。

【曾我部主査】

今の質問なのですが、Google 社にお聞きすることは可能でしょうか。

【Google LLC 代理人 赤川氏】

持ち帰らせていただいて、差し支えない範囲で、事後的にお答えすることはできると思います。

【曾我部主査】

是非そうしていただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

そうしましたら、Google 社の代理人の方への質疑について、以上とさせていただきます。

本日のご対応誠にありがとうございました。改めて御礼申し上げたいと思います。

【Google LLC 代理人 赤川氏】

貴重な機会をありがとうございました。

【曾我部主査】

発信者情報開示ワーキンググループ第3回を実施しており、先ほどまで Google 社の代理人の方からのヒアリングを非公開で実施しておりましたが、ここから公開で進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

改めまして事務局から連絡事項のご説明をいただきます。よろしくお願いします。

【大内補佐】

事務局から連絡事項を申し上げます。本日の会議はすでに行われました部分を除き、ただいまから公開とさせていただきます。なお、非公開部分につきましても、後日議事録を公開させていただく予定です。

次に Web 会議による開催の注意事項を申し上げます。本日の会合の傍聴につきましては Web 会議システムによる音声及び資料投影による傍聴としております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいております。また本日の会合につきましては記録のため録画をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

【曾我部主査】

はい、ありがとうございます。では議事を再開いたします。

議事の（１）事業者ヒアリングの続きということで、株式会社 NTT ドコモ及び NTT ドコモビジネス株式会社、KDDI 株式会社、並びにソフトバンク株式会社から続けてご発表いただいた上で、まとめて質疑応答を行いたいと思います。

ではまず株式会社 NTT ドコモ、NTT ドコモビジネス株式会社からご発表お願いいたします。

【NTT ドコモ 福山氏】

よろしくお願いいたします。このようなヒアリングの機会をいただきましてありがとうございます。それでは資料 3-2 に基づきまして、今回は NTT ドコモと NTT ドコモビジネス社を代表いたしまして、ご説明をさせていただきます。

1 ページをお願いします。まず本日のご説明の概要についてです。いずれも後ろの方のページで詳しくご説明をさせていただきたいと思います。発信者情報開示請求についての立場ですが、アクセスプロバイダとして携わっておりまして、通信の秘密の保護を遵守しながら、適切に対応しているところです。

2 つ目ですが、現状について、非訟手続導入に伴う発信者情報開示請求件数、特に近年の P2P ファイル共有ソフトに係る著作権侵害事案の増加によりまして、アクセスプロバイダの対応稼働が逼迫する状況が発生しております。そういった対応が逼迫する状況への対応といたしまして、人員増強による体制強化や開示対応体制の分離等、発信者情報開示請求対応を円滑に行うための取組というところを、継続的に実施しております。本日は発信者情報開示請求に関する現状と課題をご説明するとともに、今後の検討について意見をさせていただきたいと考えております。

2 ページ目です。まず当社の立場についてご説明をさせていただきます。NTT ドコモと NTT ドコモビジネスはアクセスプロバイダの立場で発信者情報開示請求に対応しております、シンプルなものとしましては上段の図のとおりとなっております、ドコモ、ドコモビジネスそれぞれがアクセスプロバイダとして裁判所や発信者とのやり取りをしているという状況です。

下段の図に示しているものは、後ほどご説明させていただきますプロバイダの多層化に関連する立場についてになります。NTT ドコモの一部の ISP サービスについては、ドコモビジネスから卸提供を受けてサービス提供しておりますので、そのような場合にまずは NTT ドコモビジネス社に申立てをしていただくのですが、実際は NTT ドコモが ISP の提供者であるということが判明しましたら、再度請求者には NTT ドコモに申立てをいただいて対応するということになっております。

続いて 3 ページ目になります。3 ページ目から 5 ページ目については、件数の推移というところでご紹介をさせていただきます。まずこちらでは、裁判手続別の件数についてご紹介をさせていただきます。2022 年の法改正に伴う非訟手続の導入後、発信者情報開示請求件数というのは、大変増加をしているところです。グラフで見いただきますと、凡例の赤いところが非訟手続、青が訴訟手続、緑が仮処分ということなのですが、ご覧いただくとおり、右側の方が真っ赤になっておりまして、近年は裁判手続に関する発信者情報開示請求のほぼ全てが非訟手続による請求ということがご覧いただけるかと思います。

続いて 4 ページ目です。こちらは事案別についてご紹介をするものです。こちらでもグラフを見見ていただきたいのですが、赤が P2P ファイル共有ソフト事案、そして青はそれ以外の事案ということになりまして、こちらでもご覧のとおりですが、右側の方が赤の面積が大きくなっているということがお分かりいただけると思いますが、つまり開示請求件数について、P2P ファイル共有ソフトに係る著作権侵害事案が急増しているということがお分かりいただけるかと思います。なお、財産権侵害事案のほぼ全てが、P2P ファイル共有ソフトに係る著作権侵害事案であるというところになっています。

続いて 5 ページ目です。こちらは、調査対象ログの増加について示したのになっています。実はアクセスプロバイダの対応稼働というのは請求の件数に比例するものではなく、調査対象ログの件数にも応じて大きく増減するものとなっております。その上でグラフをご覧いただきたいのですが、赤が P2P ファイル共有ソフト事案、そして青が P2P ファイル共有ソフト事案以外ということになっております。こちらでも 2023 年度以降は真っ赤になっていると思います。こちらですが、どうしてこういうことになるのかと言いますと、上のリード文の 1 ポツ目になりますが、P2P ファイルの共有ソフトに係る著作権侵害事案については、実は開示請求 1 件における調査対象ログが数百件となるようなケースが発生しているからというところです。

例えば 1 請求で 500 件以上のログを含むような請求というのもございます。ご参考までに申し上げますと、誹謗中傷等の人格権侵害の事案であると、1 件あたり調査対象ログ

は、1 件から 2 件程度ということになっておりますので、ここは大きな差分があるところと思います。こういったこともありまして、P2P ファイル共有ソフト事案の増加により、開示請求対応に係る負担及び対応期間の長期化というところが発生している状況です。

続きまして 6 ページ目になります。こちらは非訟手続における対応期間についてです。下の図の、①申立書受領から⑤発信者への意見照会まで、②IP アドレス等情報受領、③通信ログ情報保存、④発信者情報有無確認等もありますが、こうした過程の全てを終えるまでに、長くて数ヶ月の所要期間が発生しているという状況になっています。④発信者情報有無確認につきましては、調査対象の件数に応じて所要期間が変動しておりますが、この中で言いますと、特に意見照会の手続というところに多くの時間を要しているという状況でございます。

続いて 7 ページ目です。先ほどもご説明させていただきましたプロバイダの多層化についてご説明をさせていただきます。NTT ドコモの一部 ISP サービスと二次アクセスプロバイダであるドコモのサービスを利用して発信された権利侵害情報については、IP アドレス情報に基づきまして、ドメイン所有者である NTT ドコモビジネスへ開示請求が行われます。それが上段の図になります。そして、ドコモビジネスにおいて発信者情報の調査を進める過程で、ドコモが ISP であるということが判明した場合には、請求者にその旨を連絡させていただき、請求者から NTT ドコモへ再度開示命令の申立てを実施いただくという流れになっております。

続いて 8 ページで、アクセスプロバイダにおける取組についてご紹介させていただきます。私たちとしましても発信者情報開示請求の対応稼働増は課題ですので、対応体制の強化や開示対応分離等の取組を継続的に実施しております。具体的には下の方で書かせていただいておりますが、対応体制強化というところで書いているとおり、人員増強もしておりますし、また人格権侵害、財産権侵害、P2P ファイル共有ソフト事案というところは分けまして、これらの特性に応じて業務体制を見直すことで、対応の効率の向上と手続の適正性の確保を図っているというところになります。

また業務の効率化というところでも色々工夫を重ねておりまして、発信者情報の調査ツールの開発・改善等、発信者情報の確認作業の自動化を段階的に促進しております。また、意見照会につきましては回答書の受領を電子媒体に変更する等の管理稼働の削減等にも取り組んでいるところです。ただ、通信の秘密に該当する情報を取り扱っているという特性もあり、慎重な対応が必要なものも多くありますので、意見照会の手続も含め、やはり一定の対応稼働が生じてしまうというところが実態となっております。

次に 9 ページ目と 10 ページ目では、アクセスプロバイダにおける課題感についてご紹介させていただきます。まず 9 ページ目ではプロバイダにおける稼働負担についてということでご説明させていただきます。1 ポツ目ですが、アクセスプロバイダにおける発信者情報の調査というのは通信の秘密に関する情報の取扱いを伴うことですので、通信ログの保存、発信者情報の調査、発信者への意見照会、それから開示の可否の判断、これらを慎

重に行う必要があるという性質のものであります。

その上で2つ目では、これまでご説明してきているように、近年の発信者情報開示請求件数の増加に比例しまして、アクセスプロバイダとしての対応稼働及び費用負担というところは、増大しているというところになっております。

なお3ポツ目ですけれども、調査対象 ISP サービスや通信環境によりまして、発信者情報の調査に必要な情報が異なるのですが、それぞれ必要な情報が分かるように HP にて、発信者情報の調査に必要となる情報をご案内している実情があります。ただ、それでもなお開示請求時の提供情報が不足する等の理由によりまして、請求者への情報確認依頼等の追加の対応の発生や、対応期間の長期化が生じてしまう場合がございます。

続きまして10ページ目では、P2P ファイル共有ソフト事案における課題についてご説明をさせていただきます。P2P ファイル共有ソフト事案に関する開示請求件数は顕著に増加をしている状況でして、アクセスプロバイダにおいて対応体制強化等の取組を行っていますが、こうした事案における対応期間の長期化というところは課題だと感じています。また、特定の請求者代理人から短期間に多数の開示請求が行われることがありまして、そういった場合には発信者情報の調査対応が一定期間に集中して、アクセスプロバイダの対応稼働が急激に増大しているという状況です。

また2ポツ目ですけれども、P2P ファイル共有ソフト事案では1件の開示請求に多数の調査対象通信ログが含まれる場合があります。発信者情報の調査対象件数が多くなる傾向にあります。先ほどご紹介させていただいたように数百件というような調査対象が含まれる場合もございます。また、確認された発信者情報ごとに、発信者への意見照会及び開示可否の判断を行う必要がありますので、人格権侵害事案と比較しまして、アクセスプロバイダの対応稼働が増大する場合があるということでございます。

続いて11ページ目につきましては、こちらは参考として載せているものですが、権利侵害自体がなくなれば良いので、なるべく権利侵害を起こさないようにということで、我々としても注意喚起を行っているというご紹介になります。

そして、最後の12ページ目になりますが、こちらで発信者情報開示制度に関する意見として2つ述べさせていただきたいと思います。1つ目ですが、手数料制度の整備についてです。今後引き続き発信者情報開示請求件数の増加に応じた受付体制の構築・維持を行うことを目的に、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内の手数料設定を可能とする整理について、本ワーキンググループにて是非ご検討いただきたいと思います。

2点目ですが、こちらは発信者への意見照会の簡略化についてになります。P2P ファイル共有ソフト事案についてということですが、発信者への意見照会完了前に裁判所にて発信者情報開示命令が出るようなケースもありまして、そういったことも踏まえまして、発信者への意見照会省略を可能とする整理についても、本ワーキンググループにて是非ご検討いただきたいと思います。

以上となります。ありがとうございました。

【曾我部主査】

ありがとうございます。

続きまして KDDI 株式会社から発表いただきます。よろしくお願いします。

【KDDI 山本氏】

それでは、資料 3-3 に従いまして、ご説明させていただきます。本日はヒアリングの機会をいただきましてありがとうございます。

まず、1 ページ目が目次でございます。本日 4 つのパートでプレゼンをさせていただきます。

それでは最初のパートで、2 ページをご覧ください。こちらは発信者情報開示請求への対応状況、対応件数でございます。やはり、発信者情報開示請求が全体として増加傾向であり、特に著作権侵害、主に P2P でございますが、大幅に増加しているという傾向が見て取れます。特に、先ほどドコモさんからもお話ありましたが、1 請求あたりのログ数というものが、人格権侵害が数件であることに対して、この著作権侵害の場合は、1 請求あたりこれが数百件規模になっているというのが特徴でございます。

続きまして 3 ページをご覧ください。こちらは、1 請求あたりのリードタイムでございます。フローチャートを左側にお示ししておりますが、発信者情報開示請求の申立てを受けてから、最終的な開示、不開示までに、様々な工程を経て対応しております。特に、先ほど申し上げた開示請求の多い著作権侵害（P2P）では特に長期化する傾向があります。赤枠のところ、構成員限りとさせていただいておりますが、数ヶ月単位という形になっております。

続きまして 4 ページをご覧ください。こちらは請求対応に係る事業者側の負担についてでございます。先ほどリードタイムが長くなっているということを申し上げましたが、対応に要する時間、それからコスト、具体的には人的リソース、弁護士への委託費、あるいはシステム開発費など、こうしたものが非常に大きな負担になっているという図でございます。ページの左側の赤い点線があるところ、これが発信者の特定や意見照会、それから回答書受領や答弁書の提出等を経て最終的に開示可否を判断するという、この部分が特に人的リソース、システム開発費など多大な負担になっています。当然私どもも効率化を進めてまいりまして、やはりシステム開発によりこの特定作業を効率的にする、短縮化する、リードタイムを短縮化する努力は進めているところでございます。一方、図中の青い点線の部分、答弁書の提出という部分でございますが、これは弊社にとっては裁判手続、これを代理人である弁護士様に委託をするということになっておりますので、弁護士様への委託費が非常に多く発生している状況であるというところでございます。

続いて 5 ページ、こちらが次のパートになります。プロバイダの負担軽減策の要望について 4 点お示ししております。

1 点目が「意見照会の省略」を可能とする制度整理、2 点目が権利侵害の明白性を担保

する制度整理、3点目が答弁書の様式の統一化、それから4点目が手数料の設定の法制化についてでございます。以下、それぞれ一つ一つご説明させていただきます。

6ページをご覧ください。こちらは意見照会の省略を可能とする制度整理に関する要望でございます。考え方のところにお示ししておりますが、従来、著作権侵害であれ、誹謗中傷であれ、発信者の保護の観点から基本的には意見照会をしっかりと行っているというところでございます。しかし、P2Pの場合は誹謗中傷とは異なりまして、真実相当性を争うことはないのではないか、つまり、意見照会を省略することによる不利益は生じないのではないかと考えます。実態として、意見照会を行った場合であっても、それによりまして裁判所の判断が覆ることがほとんどないということから、意見照会を不要とすることには一定の合理性があるのではないかと考えます。

ただしこの場合、懸念点及びその回避策ということで、当然発信者の方からは、本人の同意なしに勝手に開示されたということになりますと、当然損害賠償訴訟を受けるリスクを私どもが負うことになります。したがって、この省略による訴訟のリスクを回避することを担保するための環境整備を整えていただくことを、1つ要望させていただいております。

続きまして2つ目の要望でございます。7ページが、権利侵害の明白性を担保する制度整理です。先ほども申し上げましたとおり、特に任意請求についてでございます。権利侵害の明白性の判断、これは一般的には、誹謗中傷などの事案に適用されるものであると考えております。つまり、それが誹謗中傷なのか、正当な指摘なのか、この辺り判断するというのが非常にその考え方と言いますか、主義主張によって色々こう判定することがなかなか難しいというものがありますので、ここは非常に慎重に扱わなければならないというものであると考えております。一方、このP2P事案につきましては、この権利侵害性の明白性というのは明らかであると考えられるというのは、先ほどスライドでお示しした通りでございます。こういったことから、アクセスプロバイダが、権利侵害の明白性を判断し開示した場合、その発信者から「権利侵害に該当しないのに開示された」と訴えを受けるリスクがございますので、こうしたリスクを回避する、担保するための環境整備を整えていただければありがたいというところでございます。

続きまして8ページをご覧ください。こちらは答弁書の様式の統一化についてでございます。考え方でございますが、権利侵害かどうかは一般的には、利害関係者、利害を有している当事者同士で争われるものであるというものの、やはり、開示請求における裁判手続の中では、アクセスプロバイダである私どもが、外部の弁護士を通じて申立人の主張に対する反論を行うという構図になっております。アクセスプロバイダによる対応でございますが、ページ右側の③に赤で書いてあるところ、意見照会、回答書受領、それからそれに対して答弁書を提出という対応をしているわけでございますが、この部分を、意見照会、それから回答書の受領、そして裁判所の決定に従った開示手続といった形となるような制度設計が望ましいのではないかと考えます。ただこの辺り、制度設計までは結構時間

がかかるであろうと承知しておりますので、その制度設計までの暫定的な措置としては、まずは答弁書の様式を統一化する、スマートフォーマット化という考え方でございますが、こうしたことをするだけでも、かなり効率化が図られるのではないかと考えられます。この部分の懸念点及び回避策でございますが、やはり、発信者保護における事業者努力が不十分と言われるリスクがどうしてもございます。そのため、こうしたリスクを回避する環境整備についても、ご考慮いただけると大変ありがたく感じます。

最後ですが、9ページでございます。こちらが裁判手続に関する手数料設定の法制化でございます。個人情報保護法に規定される開示請求等に対する手数料と同様に、手数料の徴収というものを可能とする規定を設けてはどうかと考えてございます。

以上、私どもの要望について大きく4点ございますが、当社としての説明は以上になります。ありがとうございました。

【曾我部主査】

どうもありがとうございました。

では続きましてソフトバンク株式会社からご発表をお願いいたします。

【ソフトバンク 山下氏】

ソフトバンクの山下と申します。本日はヒアリングの機会をいただきましてありがとうございます。資料3-4に沿ってご説明差し上げます。まず、2ページにお示ししてあるアジェンダの順番にお話をさせていただければと思います。

3ページをお願いいたします。当社の基本的な考え方をご説明差し上げます。当社はアクセスプロバイダとして発信者情報開示請求制度において、被害者救済と発信者の権利保護、双方の観点から重要な役割を担っているものと理解しております。特に人格権侵害の案件についてはその性質上、取り返しのつかない被害に発展することもあるため、迅速かつ適切に対応すべきものと理解しております。

一方で近年、いわゆるP2P案件を中心に、発信者情報開示請求の件数及び請求ログ数が大きく増加しております。アクセスプロバイダ側の実務負担は、制度の創設時に想定されていた水準を大きく超えてきていると感じております。本日は現在の当社における対応状況、実務上の負担、そして人格権侵害案件への影響を避けるための工夫、それらについてご説明差し上げたいと思います。

4ページをお願いいたします。まず人格権侵害案件とP2P案件の違いについて簡単にご説明いたします。人格権侵害案件はSNSなどでの投稿が、名誉侵害であるとかプライバシー侵害であるとか、こういったものの侵害に当たるとして被害者が発信者情報の開示を求める案件です。この場合、開示決定の発令をするための権利侵害の明白性という要件の観点で問題となるのは発信者による表現そのものであり、表現の自由との関係で慎重な判断を要します。これに対してP2P案件はサーバーを介さず、ネットワーク上の端末同士が直接通信する、いわゆるピアツーピアという仕組みでファイル共有をした場合に、そのファイルの著作権者が自身の著作権を侵害されたとして、ファイル共有を行った発信者たちの

情報の開示請求をする案件です。ここでは発信した内容、つまりファイルの中身の表現内容は問題とはならず、ファイルの著作権が申立人に帰属するのであれば、その著作権者である申立人の承諾なくファイル共有をしたという事実のみで、著作権侵害が成立するという関係になります。このように人格権侵害案件と P2P 案件では、権利侵害の有無を検討するに当たり、表現の自由が問題となるかどうかという点に大きな差異があります。

5 ページをお願いします。次に、当社における対応件数についてご説明します。実際の件数を多少丸めた概数でお示ししております。人格権侵害案件は 2024 年度と 2025 年度でご覧のような推移であり、ほぼ横ばいです。これに対して P2P 案件は 2024 年度と 2025 年度の対比がご覧の通りで、1 年で 2 倍以上に増加しております。また、ここで重要なのは単に案件数が増えているだけではないという点です。

6 ページをお願いいたします。次のスライドでは開示請求された総ログ数を表示しております。人格権侵害案件では先ほど来お話に出ているとおり、1 事件で開示請求されるログ数は 1 件であることが多く、多くとも 2 件とかそれぐらいの規模でございます。そのためご覧の通り、1 年間の案件数と 1 年間で請求された総ログ数が、同等程度に収まっております。これに対し P2P 案件では 1 事件あたりの請求ログ数が非常に多いという特徴がございます。そのため棒グラフの水色の案件数をご覧いただくと、2024 年度は人格権侵害案件と P2P 案件で事件数自体は同じぐらいの件数となっております。ただ棒のオレンジ色の 1 年間で請求された総ログ数には、ご覧のような大きな開きが出ております。

7 ページをお願いいたします。より具体的に P2P 案件の 1 事件あたりの請求ログ数の分布についてご説明したいと思います。100 件以上、200 件以上、300 件以上という 3 つの区分に分けております。案件数の増加も相まって、1 年で請求されたログ数もご覧のような規模で倍以上に増えています。また、お示ししている 3 つの区分では 300 件以上の区分に位置づけられるものの、2025 年度には右下に記載のような、文字どおり桁が違うという大量のログ数が請求された案件も発生しております。2025 年度にはこのようなケースは 1 件で、外れ値と申し上げて良い状況でしたが、2026 年度に入り、既に複数件、同様に桁が違う案件を確認しておりますので、今後も外れ値と評価して良いのかどうかは今後の推移を注視する必要があると考えております。

このように、P2P 案件は案件数としても倍増し、請求ログ数としても大きく増加しています。請求ログ数のボリュームをご覧いただければ、P2P 案件における保有確認であったり、意見照会に要する事業者の負荷がご理解いただけると思います。

8 ページをお願いいたします。次に、保有確認対応に要する一般的なリードタイムについてご説明いたします。なお当社では、下位プロバイダというものはほとんどございませんが、その特定もこの保有確認と同じタイミングで行っております。現在人格権侵害案件については、記載のとおり比較的短期間に保有確認を行っております。これに対して P2P 案件については 1 件で請求されるログ数によりリードタイムが大きく変わります。ボリュームゾーンである 1 事件あたりの請求ログ数が数百件というケースでは、記載のような期

間で保有状況の確認が完了する案件が多いと認識しております。もっとも、先ほどご紹介した桁が違うような大量のログ数の案件では、保有状況の確認までにより長期の時間が欲しいと調査部門から申し送りを受けております。このようにリードタイムの差が生じるのは、当社において特に迅速性が求められると考える人格権侵害案件の保有確認を優先して行い、その後に P2P の案件の保有確認を進めるという運用を採用しているためです。

9 ページをお願いします。次に、プロバイダ側の負担についてご説明するにあたり、事業者における対応プロセスをご紹介いたします。発信者情報開示請求の対応では、まず、対象となる発信者情報を保有しているかを確認いたします。保有している場合には、発信者に対して意見照会書を送付いたします。その後発信者から意見が寄せられた場合にはその内容を確認し、任意開示の可否を検討いたします。発信者から返ってくる意見はご覧のとおり様々なものがございます。当社ではこのような意見について、1 件 1 件内容を確認し、任意開示の対象となるか、代理人を選任されている場合は代理人情報を開示するかなどを個別に判断しております。また、意見照会書や発令通知をお送りすると発信者から当社に問合せが寄せられます。「この書面は何ですか」とか、「回答書はそのまま申立人に開示されてしまうのでしょうか」とか、「家族が発信しているのですが、そのときにはどのように回答したらいいですか」など、問合せの内容は多岐に渡っております。このような問合せにも 1 件 1 件対応しているという状況でございます。

このように、発信者情報開示請求への対応は人的な判断と工数を要する業務です。特に P2P 案件の案件数の倍増及び請求ログ数の急激な増加は、当社の実務にとって大きな負担となっております。また同様に、コスト面でも負担は大きくなっています。発信者情報開示請求への対応には、法律事務所への報酬のほか、社内で案件対応を行う社員の人件費、意見照会や発令通知の郵送費用など様々なコストが発生します。また請求ログ数の急増に伴い、これまでの体制では保有確認を早期に進めることができなくなったため、コストをかけてシステム開発も行っております。スライドでは参考までに、当社における 2025 年度の法律事務所への支払額を記載しております。実際には、これ以上の多くのコストが発生しているのご認識いただければと思います。

10 ページをお願いいたします。次に、人格権侵害案件と P2P 案件における意見照会の意義の違いについて触れたいと思います。冒頭ご紹介したとおり、人格権侵害案件については、投稿内容が発信者の表現行為である以上、発信者側の表現の自由に配慮する必要がございます。そのため意見照会を行い、発信者に真実性などに関する意見を述べる機会を与えることには、制度上の重要な意味があると考えております。他方で P2P 案件については先ほど説明したとおり、侵害の有無の判断において発信者の表現の自由が問題となる場面は観念しにくい特徴がございます。当社の実務感覚といたしましても、裁判所における検証を経て、正確性の確認がされている IP アドレスの特定ソフトを利用している案件において、発信者からの意見照会回答が、最終的な開示、不開示の判断に影響を与えたと評価できるケースはございません。それにもかかわらず、現状では P2P 案件についても、人格

権侵害案件と同様に意見照会を実施し、個別に対応する必要がございます。P2P 案件の増加によるアクセスプロバイダの負担が増加すれば、本来迅速な対応が求められる人格権侵害案件の運用に影響を及ぼしかねないという強い危機感がございます。そのため P2P 案件における意見照会については、発信者の権利保護にどの程度資しているのかという観点も踏まえ、検討の余地があるのではないかと考えております。

11 ページをお願いいたします。次に、今ご紹介したようなアクセスプロバイダの負担増加に対し、当社がどのような工夫をしているかについてご説明差し上げます。まず、代理人事務所の体制を大幅に拡充しております。2024 年度には 3 事務所体制であったところ、現在は 13 の事務所に代理人業務を依頼できる体制を整えております。このうち 10 の事務所には P2P 案件のみをご対応いただき、残る 3 事務所には人格権侵害案件を安定的に受任いただけるよう依頼を調整しております。これにより P2P 案件の増加が、人格権侵害案件の対応に与える影響をできる限り抑えるようにしています。代理人事務所が増えると、当社内における事務所の管理の工数も増加しますが、これは人格権侵害案件の安定的、安定的な運用のために、やむを得ない必要な負担と考えております。

12 ページをお願いします。また、問合せ対応の負担を減らすため、発信者に送付する意見照会書や発令通知の記載も工夫しております。書面の趣旨であったり、問合せが多い事項については、あらかじめ一定の説明を記載することで、発信者が理解しやすいようにしています。これにより発信者の不安を軽減するとともに、問合せ対応の負担を一定程度抑制することを図っております。

13 ページをお願いします。最後に本日お伝えしたい点をまとめます。当社はアクセスプロバイダとして発信者情報開示請求制度における役割を踏まえ、P2P 案件の急増によって人格権侵害案件の対応にしわ寄せが生じないよう、体制整備等の工夫を行っております。もっとも近年の P2P 案件の増加は、件数の面でも請求ログ数の面でも、制度創設時には想定されていなかった規模に達しております。このまま負担が増大し、アクセスプロバイダの工夫によって対応できる範囲を超えると、発信者情報開示請求制度自体の持続が困難となり、被害者救済に影響が生じるのではないかと危機感を抱いております。そのため表現の自由の問題がなく、事件の結論を左右しない P2P 案件における意見照会の省略について、早急に整理をいただくことをお願いしたく存じます。また、開示請求対応を持続的に行うための体制構築、体制維持のために、手数料の設定を行うことの法制化もご検討いただくことを希望いたします。発信者情報開示請求の現状や制度の中で役割を担っているアクセスプロバイダの負担もご認識いただき、今後の制度の運用のあり方についてご議論いただければ幸いです。

当社からの説明は以上です。ありがとうございました。

【曾我部主査】

はい、どうもありがとうございました。それではただいまの、株式会社 NTT ドコモ及び NTT ドコモビジネス株式会社、KDDI 株式会社、並びにソフトバンク株式会社からのご発表

につきまして、ご質問、ご意見がおありの方は、チャットにてご発言希望をお知らせいただければと思います。なお、資料の構成員限りの部分がございましたが、こちらについては、ご発言の中ではご言及いただかないようにご注意くださいと思います。

では、大谷構成員お願いいたします。

【大谷構成員】

関係者の方から、ご説明ありがとうございました。3社に対して、2点ほどご質問させていただければと思います。

1つは、手数料についてのご提案をいただいているのですが、こちらについては、例えば、請求されているログの数が少ないような権利侵害に関する請求については、手数料の対象外とし、その求められているログ数が例えば100件を超えるような対応のものについては、特に実費がかさむので、その分については手数料の対象とするというような、何か段階的なご対応を考えていらっしゃるのか、つまり、ログの分量などで区分するといった考え方は取り得るのかといったことについて教えていただきたいと思います。

それから2点目でございますけれども、保有確認については、かなり精度高く丁寧に実施していただいていると考えているのですが、それでも、調査した結果誤りがあったりという、人的なミスが発生する可能性というのはどの程度あるのかについても教えていただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

【曾我部主査】

ではこちら3社それぞれからということで、ドコモさんからお願いいたします。

【NTT ドコモ 福山氏】

大谷先生、ご質問いただきましてありがとうございます。NTT ドコモ福山です。

2点ご質問いただきました。まずは手数料の設定についてどのような考え方で、手数料の設定をすることが考えられるのかということでしたが、こちらは色々なご意見があるものと承知しておりまして、皆様のご意見を伺いながら良いところを設定していければと考えておりますが、例えばですが、保護法益の性質というところに鑑みて、そこを区別するという考え方もあり得るでしょうし、あと大谷先生が先ほど言及されたようなログ数といったところで手数料の設定を区切るという、そういった考え方も十分合理性があるものかなと考えております。私たちとしましては、例えばそのログ請求の件数に応じて手数料をどうするのかというところも、考え得るものと思っております。

2点目につきましては、私たちとしましてはログの確認のところでもかなり慎重に手続をしておりますので、私たちの方で何か人的なミスがあったという事案については把握していないところでございます。以上でございます。

【曾我部主査】

では続きまして、KDDIさんからお願いします。

【KDDI 山本氏】

KDDI 山本です。大谷先生、ご質問ありがとうございます。

まず、手数料のところでございますが、やはり、人権侵害みたいなものに対しても手数料を請求するというのは、非常になかなか心情的にも、私どもとしても難しいと思います。制度上、本当にそれを分けることができるのであれば、先ほどご提案いただいた形のものがあっても構わないと思います。それが制度上内容によって、人格権なのか、著作権のようないわゆる財産権なのかというところの区別がつきにくいのであれば、実運用で対応するのかなとも思ってはおりましたが、その制度上、これを分けて運用できるということであれば、そういうことも十分に考えられると考えております。

でもう1つの質問の、いわゆる人的ミスのところでございますが、それはほとんどないと把握しており、しっかりと丁寧に、調査をして対応しているという現状でございます。

以上でございます。

【曾我部主査】

では続きまして、ソフトバンクさんお願いします。

【ソフトバンク 山下氏】

大谷先生、ご質問ありがとうございます。ソフトバンクでございます。

まず1点目の手数料についてですが、私ども、KDDI 様のご発言のとおり、いわゆる人格権侵害案件について請求するのは、というところは心情的にございます。制度的にそこが切り分けられるのかどうかというところが、非常に心苦しく思っていたところではございますが、制度上が切り分けできるのであればといった考えは、もちろん持っております。

次のログ数での線引きというところに関しましても、そのような線引きの仕方も十分合理的であると考えておりますし、ログ数があまりにも少ないが故に請求する金額が些少だということになりますと、事業者としても請求するためのコストの方が高がついてしまうというところも十分考えられるところでございますので、そのような線引きもあり得るかなと考えております。

他方で、100 件というような線引きをした場合には、請求者側、申立人の側で手数料負担を回避するために、本来1件の開示請求で請求できるものを細分化するというような可能性もございますため、どのように制度設計するのか非常に難しいところだと思いますが、そのような懸念も持っているというところを申し上げたいと思います。

2点目の保有確認につきましては、当社の方も丁寧に対応させていただいておりまして、人的なミスで何か間違ったものという案件は過去にございません。

以上、ご回答申し上げます。

【大谷構成員】

ありがとうございました。

【曾我部主査】

では続きまして、清水構成員にお願いして、その後中原構成員お願いしたいと思えます。まず清水先生からお願いします。

【清水構成員】

はい、ありがとうございます。私も手数料の点をお伺いしたいのですが、いくらぐらいであれば適切だと考えるのかというのを、教えていただきたいと思います。難しいというのは理解するのですが、個人情報保護法の場合だと多分数千円程度の金額かと思うのですが、どれぐらいの規模感、金額感というところを伺いたいと思っています。

あとドコモに対して伺いたいのですが、提供命令に対しての対応状況について、ご回答いただけるようであれば教えていただければと思います。

以上です。

【曾我部主査】

2点ご質問がありましたが、1点目の手数料額のイメージについては、ドコモさんから順次3社をお願いしたいと思いますので、まずドコモさんよろしくお願いします。

【NTT ドコモ 福山氏】

清水先生、ありがとうございます。当社には2点ご質問いただいたかなというふうに思っています。2点とも今お答えいたします。

手数料額はいくらが妥当と考えているかという点なのですが、こちらはやはり皆様方のご議論を踏まえた上で、適切な金額というのが決まっていくのかなと考えておりまして、考え方の基本的なスタンスとしては、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内ということで、こちらは実費そのものを請求してしまうと、かなり多額のものになってしまうという懸念もありまして、皆様に受け入れられるのかどうか、それから救済が必要な人たちに必要な救済が届けられるのかという観点がありますので、このところは慎重に検討した上で手数料額を設定するのかなと考えているところです。

2点目、当社に対していただきました提供命令についての概要についてというところですが、ご質問いただいているところが提供命令について、ログをどのようにしているのかということかなと思います。こちらにつきましては、提供命令を踏まえて、私たちの方に頂いた情報に基づきまして、その時点で、私たちの方ではログについて保存をさせていただいているというのが実態となります。

以上です。

【曾我部主査】

清水先生、今の2点目について何かございますか。

【清水構成員】

追加でお伺いできればと思うのですが、提供命令に関して、ドコモさんの方では提供命令に基づいてログは保存されるという話でしたが、開示の決定が出て、それについては、IPアドレスなどどういう経過で特定したのかが決定自体に記載がない場合は開示しないという対応を取っているという認識なのですが、それはその認識で合っているかというところと、なぜそういう対応をとっているのかというところをご説明いただければと思います。

【NTT ドコモ 福山氏】

追加のご質問ありがとうございます。裁判所からは、CP から提供された IP アドレス等に対応する発信者情報を開示せよという命令が届くのですが、まだ当該通信が権利侵害通信であるかどうかという裁判所の認定がなされていないことがございまして、そういった場合には、開示命令に基づく発信者情報開示が通信の秘密の漏洩に当たるおそれがあるかなと考えております。かなり悩ましいところですので、こちらにつきましては、異議の申立てをさせていただくというような運用を取っているというところでございます。

【清水構成員】

とりあえず分かりました。ありがとうございます。

【曾我部主査】

では、先ほどの手数料の点につきまして、KDDI さん、それからソフトバンクさんの方から順次お願いします。

【KDDI 山本氏】

はい。KDDI でございます。先ほど、私どものプレゼンの中でも、この請求対応に関する費用、コストということで、様々な、例えば人的リソースですとか、システム開発とか、あるいは弁護士費用ということを申し上げました。では手数料をいくらにするかといった基本的な考え方としましては、私どもは、先ほどドコモ様もお話をされましたとおり、実費相当額だと思っております。つまり、社員としての人的コストとか、システム開発とか、そこまで費用負担を求めるということは考えておりません。あくまでも弁護士への委託費、その実費相当額、ただこれが単価でいくら水準か云々ということではなくて、基本的な負担の回収される考え方としては、その合理的な水準の範囲内というふうには考えております。

以上でございます。

【曾我部主査】

では、ソフトバンクさんお願いします。

【ソフトバンク 山下氏】

清水先生、ありがとうございます。手数料の点でございますが、皆様の議論を踏まえて決まっていくのだと思っております。また先ほどお話のあった人格権侵害の案件は対象外にするのかと、そういったところによっても変わってくるのではないかと考えております。で、先ほど来、ドコモ様、KDDI 様からコメントのあるように、当社としても実費を勘案して合理的なところというような考え方が良いのではないかと考えております。各社、どこにコストをかけているのか、どれぐらいコストが違うのか、弁護士費用においても様々だと思いますので、一律バシッとした金額になるのか、実費を勘案して合理的なところというような金額の考え方をお示しいただいて、そこを各社で運用していくことになるのか、その辺りもご議論いただけますと幸いです。また、個人情報保護法による開示の場合もおそらく実費を勘案して合理的というような考え方に近いものを採用していると存じ

ますが、個人情報の開示請求の場合は、弁護士費用がかかっていないという大きな差もありますので、こちらよりは高額にならざるを得ないのではと考えております。

以上でございます。

【曾我部主査】

はい、どうもありがとうございます。では続きまして、中原構成員からご質問いたします。

【中原構成員】

事業者の皆様におかれましては、ご発表いただきありがとうございます。3社いずれも共通していると思うのですが、1つは意見照会の簡略化ないし省略というご提案がありました。これは要するに、事務の物理的な負担を軽減するということかと思えます。もう1つは手数料制度の創設、こちらは費用的な負担を軽減するということかと思えます。いずれについても伺いたい点があります。

まず、意見照会については、総務省の逐条解説などを読みますと、意見照会というのは、顧客に対する善管注意義務の履行にほかならないという、非常に本質的な事柄であるとされています。他方、P2P 事案に対する対処として、昨年の11月に出された総務省の考え方の整理におきましては、意見照会制度の合理的な運用として、メールによる照会でもよいとか、顧客から伝えられたメールアドレスが間違っており、照会が到達しなければ、それはそれで構わないということも書かれています。意見照会制度については、今の位置づけを前提としても、様々な工夫があり得るということではないかと思えます。本日3社から伺っていて、意見照会のやり方として、郵送で聞くというようなかなり丁寧な手続が踏まれていると感じました。より事務的な手続を簡略化することは考えられないかどうかを、事業者の皆様には伺いたいと思いました。

それから、手数料制度に関しては、開示請求に対する事業者の事務的な負担、これを金銭的に誰が本来は負うべきかと言ったら、やはり不法行為が成立する場合には、発信者なのではないかと思えます。成立しないという場合には、それを事業者が負担するのか、それともどうなのかという問題があるかと思うのですが、不法行為が成立する場合に、発信者に対して求償するということは考えられないのかなと、初歩的な疑問として思っております。そのようなことは難しいのかということについて伺いたいと思えます。よろしくをお願いします。

【曾我部主査】

ご質問2点いただきましたので、先ほどまでと同様に、順次各社にお答えいただきたいと思うのですが、しかし、この後質問もあと3方ほどいらっしゃいまして、終わりの時間も見えてまいりましたので、大変恐縮ですが、各社様におかれましては、簡略に、重複部分があれば前の方と同じとか、そういった形でなるべく進行にご協力いただければ大変ありがたく思います。

ということで、まずドコモさんの方からよろしくお願いします。

【NTT ドコモ 福山氏】

はい、ご質問いただきましてありがとうございます。まず1点目ですけれども、意見照会の事務的な手続での簡略化が考えられないかという点についてですが、こちらは私たちの方でもなるべく簡略化できないかということで色々工夫を続けているところです。おっしゃるとおり、まだもしかしたら簡略化の工夫ができるところがあるかもしれないので、引き続き検討したいと思いますが、例えば、郵送ではなくてP2Pの事案に関しましては電子で回答書を受領するという取組もやっておりますので、そういったところは引き続き検討はしていきたいと思いますが、ただやはり通信の秘密を扱うものであって、取り違いがあってはならないとか色々なところで、人の手の、人の目によるチェックも必要ですし、かなり慎重に扱わなければならないものですので、こうした簡略化をしてもある程度限界があるものだろうと考えているところです。

2点目の方ですが、本来金銭の負担を誰が負うべきかというところで、確かに、おっしゃるとおり、不法行為が成立するような場合は発信者が本来負うべきではないかというような考え方もあり得ると思います。ただそういった場合には、事業者側から請求をするということではなくて、請求者の方から損害賠償請求等の中などで、請求をしていただくのが良いかと考えているところです。

以上です。

【曾我部主査】

では続きましてKDDIさんお願いします。

【KDDI 山本氏】

はい。KDDIでございます。中原先生、ご質問ありがとうございます。弊社も簡略化につきましては色々検討努力を進めているところでございます。先ほど先生おっしゃられました、例えば電子的な方法というものですね、少しずつトライアルという形で進めさせていただいているところでございます。ただ、やはりどうしても抜本的な解決にはならないと考えておりますので、先ほどプレゼンをさせていただいた、抜本的な制度整備みたいな形をご検討いただけると大変助かるというところでございます。

あともう1つ、手数料の負担についてでございますが、これも、先ほどドコモ様がお話しされたのと基本的には私どもも全く同じ考えでございます。基本的に弊社としては、請求を求める方に対して支払いを求めさせていただき、ただそれが結果的に、侵害をしている方への求償云々というのは、当事者同士で解決いただければと考えております。

以上でございます。

【曾我部主査】

では、ソフトバンクさんお願いします。

【ソフトバンク 山下氏】

中原先生、ご質問ありがとうございます。当社としても1点目の簡略化の検討は進めてまいりたいと考えておりますが、先ほどKDDI様からもありましたとおり、この点が抜本

的な解決になるものではないと考えております。回答を得た意見照会の内容の精査であるとか、それを1件1件行っているというところも先ほどご説明差し上げたとおりです。意見照会の内容も、意見照会に対する回答内容も、発信者それぞれによって色々な回答が寄せられますので、これをどう評価するかというのをやはり1件1件見ていかなければいけない。そこに非常に大きな工数とコストがかかっているというところもございますので、抜本的な対応というところでは是非ご検討いただければと思っております。手数料の負担については、前の2社様と同様でございます。

以上です。

【中原構成員】

ありがとうございました。

【曾我部主査】

では続きまして、垣内構成員お願いいたします。

【垣内構成員】

東京大学の垣内でございます。ご説明大変ありがとうございました。元々お聞きしようと思っていたことの多くは既に他の先生からご質問があったところなのですが、1点だけ手数料に関しまして、実費を勘案して合理的な範囲でというお話があったところですが、その実費の内容なのですが、先ほどのやり取りを伺っていると、KDDI様、ソフトバンク様からは、弁護士費用をお考えになっていると聞こえるところがありましたが、実費の内容としては主として、裁判手続に対応することに要した、弁護士に要した費用をお考えということでしょうか。仮にそうだとしますと、申立てが認められて開示をするということになった時に、その費用を手数料として取りたいということは当然あるのかと思いますが、申立てに理由がないなどの理由で却下されたような場合にも、弁護士に委託して費用を要するということはあるかと思いますが、その場合にも、何か手数料というか費用の徴収をしたいというお考えがあるのかどうかということも、併せて教えていただければと感じました。よろしくお願いいたします。

【曾我部主査】

では、引き続きドコモさんから順次お願いいたします。

【NTT ドコモ 福山氏】

ありがとうございます。実費の内容についてなのですが、色々入るものがあるかなと思いますが、私たちの方からは、プレゼンの中では言及しませんでした。が、弁護士費用というところは当社の方も考えておりまして、大きなところは弁護士費用というところになるのかなと思います。

もう1つですが、どういった場合に手数料を取るのか、開示しないこととなった場合にも手数料を取るのかということがあったかと思いますが、ここはやはり、かかっているものとしてはかかっているところではありますが、やはりその金額の高低というようなところもあると思いますので、そういったところで区別をするのか、もしくはそこは取らないと

いう考え方もあるのか。ここはまだ私たちとしても詰めきれて考えられているところではないので、皆様方のご意見も伺いながら検討していきたいと考えております。

【曾我部主査】

では続きまして、KDDI さん、お願いします。

【KDDI 山本氏】

KDDI でございます。垣内先生、ご質問ありがとうございます。弁護士費用、実費相当額という形で、ご説明を差し上げました。こちらにつきましては、先ほど先生もお話しただきましたように、実際には、その結果が如何に関わらず、それが例えば、結果的に却下になったとしても、それは事業者にとっては弁護士費用が発生するということは変わりませんので、この結果にかかわらずというのが基本的な考えでございます。

以上です。

【曾我部主査】

では、ソフトバンクさんお願いします。

【ソフトバンク 山下氏】

垣内先生、ご質問ありがとうございます。特にこの手数料の請求について念頭に置いておりましたのが P2P 案件でございまして、P2P 案件の現状としては却下になることはないというところがございますので、却下のケースについては精査できていなかったというのが正直なところでございます。ただ現状の意見としましては、先ほど KDDI 様からあったとおりやはりかかっているものはかかっていますし、却下となるという、その理由にもよりますが、少なくとも私どもプロバイダの責ではないだろうというところがございますので、是非請求をしていきたいというところがございます。

以上になります。

【曾我部主査】

ありがとうございます。では続きまして、上沼構成員からお願いします。

【上沼構成員】

はい、あまり時間がないので急いでお話しします。1 点は手続のお話ではなくて、実際の権利侵害の実態について伺いたいのですが、去年 11 月に総務省の方で P2P についての注意喚起を出してくださっていると思います。バックオーダーみたいなものが溜まっているのですぐに効果はないと思うのですが、その注意喚起による件数の減少というのが実際に感じられるような状況なのかどうかというのを、伺いたいです。

もう 1 点は、弁護士費用のお話などが出ていますが、どういう条件があれば任意開示に応じられるのかという点をいずれも 3 社に伺えればと思います。

【曾我部主査】

では、ドコモさんから順次お願いします。

【NTT ドコモ 福山氏】

上沼先生、ありがとうございます。まず 1 点目の注意喚起の効果というところを感じて

いるかというところですが、私たちとしては、残念ながら注意喚起の効果というのが感じられるような件数の低減というようなところは把握できていないところでございます。もしかすると、もう少し色々なことを考えて、注意喚起の方法も含めて考えていった方が良いのかもしれないと考えます。

2点目ですけれども、P2Pの事案では私たちの方としては、今のところは任意開示には応じていないというのが実態でございます。

以上です。

【曾我部主査】

では、KDDIさんお願いします。

【KDDI 山本氏】

KDDIでございます。注意喚起も非常に大事だと思っております。やはりこうしたものは、注意喚起によって、こうした予期せぬ被害に遭わないように、社会的課題としての周知になり、そういった努力が必要と考えます。ただ現状では、その注意喚起によってこうしたことが減るかという、それは実質なかなか効果としては難しいのだろうと考えております。やはりそういった件数がどんどん伸びているというのは、先ほどプレゼンでお示したところでございます。

あともう1つ、任意請求のところでございますが、これやはり権利侵害の明白性を担保するといったところが、大事なかと考えております。

以上です。

【曾我部主査】

今のご質問に、現状KDDIとしては任意開示には応じていないとお伺いすればよろしいですか。

【KDDI 山本氏】

はい、応じておりません。

【曾我部主査】

ご確認させていただきました。

では、ソフトバンクさんお願いします。

【ソフトバンク 山下氏】

はい、ソフトバンクです。上沼先生ご質問ありがとうございます。

まず1点目の点ですが、昨年に注意喚起を出していただいて報道もされましたので、私どもとしてもこれで減ってくればと期待したところではございますが、未だ増加傾向にあり、その効果がまだ生じていないのかなというところでございます。当社としても、引き続き注意喚起含め、検討してまいりたいと思います。

2点目ですが、当社ではP2P案件については、現状全て非訟事件が提起されているというところで任意開示請求がそもそも来てございません。そのため開示請求には、事実上応じていないという状況でございます。

以上です。

【曾我部主査】

上沼先生、いかがですか。

【上沼構成員】

大丈夫です。ありがとうございます。

【曾我部主査】

私から追加で恐縮ですが、今のソフトバンクさんの回答からすると、他の2社さんも、そもそも任意開示の請求がないということなののでしょうか。

【NTT ドコモ 福山氏】

私たちの方でも任意開示というところは、基本的には来ていないと捉えております。

【KDDI 山本氏】

弊社の場合は任意開示の請求は来ております。それに対しては基本的には応じていないというところでございます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。

では次に参りまして、北澤構成員からお願いいたします。

【北澤構成員】

はい、北澤でございます。事業者の皆様、本日は大変貴重なご説明をいただきましてありがとうございます。私の方から、3社の皆さんに、お伺いしたいのは、共通してご提案いただいているうちの一つの意見照会の簡略化、省略化の件です。意見照会については、現状情プラ法6条1項で、「特別の事情がある場合」を除き意見を聴かなければならない、ざっくり言えば、「特別の事情」があれば意見照会しなくて良いという、そういうルールになっております。総務省の逐条解説の考え方の中で、「特別の事情がある場合」については、例えばその権利侵害の明白性などその要件を満たさないことが一見して明白であるような時は、「特別の事情」に含まれ意見照会しなくて良いという解説がされております。とはいうものの、実務上は多分皆さんご承知のように、これを根拠に意見照会をしないというご判断というのは、事実上のものも含めて諸々のリスクがあり、難しいというのが現状だと理解しております。そこでお伺いしたいのは、意見照会の省略、簡略化の整理にあたって、例えばこの「特別の事情がある場合」に、逐条解説などでP2P事案の場合が解釈上含まれるということを、明記するなり明らかにするというような対応で、現状の問題が解消されとお考えなのか。それとも例えば法律上何らかの明文化をすべきとお考えなのか。また明文化する場合には何か特に規定して欲しいことが現時点で何かもしあれば、それも併せてご教示いただければと思います。

以上です。

【曾我部主査】

まずドコモさんからお願いします。

【NTT ドコモ 福山氏】

北澤先生、ありがとうございます。今いただいたとおり、特別な事情というところで、今の時点で、事業者の方で判断するということはやはり少し難しいというところがございますので、ご提案いただいたような逐条解説で明記をしていただくというのも1つの案であるかなと考えております。もちろん法文上で明記していただくのが一番、明確であるとは思いますが、そこまでするというところはなかなか大変なところでもありますので、逐条解説に書いていただく。それも1つ考えるべき方法かなと考えています。

以上です。

【曾我部主査】

では、KDDI さんお願いします。

【KDDI 山本氏】

KDDI でございます。北澤先生、ご質問ありがとうございます。弊社も、これは何か法律でバシッとかそういうことを申し上げているわけではなくて、この制度整理というものが逐条解説という形で明確にされる、つまり法律の運用のところで明確にさせていただけるということであれば、それは効果としては同じだと思っておりますので、明示的に文字で、誰もが読んで分かるようにしていただいて、事業者の側のリスクを、軽減させていただければ、当然逐条解説に明記するという事でも、弊社としては異論ございません。

【曾我部主査】

では、ソフトバンクさんお願いします。

【ソフトバンク 山下氏】

北澤先生、ありがとうございます。ソフトバンクでございます。私どもも同様に逐条解説に明記いただくような対応でも問題ないと考えております。発表の際に申し上げたとおり、P2P 案件における特性というところがございますので、そういう特別な事情のあるこの案件については意見照会が不要という、そういう整理も十分できると思いますので、現在の法文とも抵触しないように考えております。

以上でございます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。では最後に、今村構成員からお願いいたします。

【今村構成員】

今村でございます。お時間のない中1点だけなのですが、3社からのご説明をお伺いしていると、まさにP2Pの案件はログの特定の作業という意味で、件数が爆発的に増えていきますという趣旨のご説明だったかと思っております。P2Pの特性上数が増えること自体は、技術的なことかなと理解しつつも、他方で請求側の方法論というか、請求側に問題がある、もしくは請求側の工夫でその数が減らせる可能性みたいなところが、あり得るのか、それともないのかというところが、もしあればご意見伺えればと思います。よろしくお願ひいたします。

【曾我部主査】

では、ドコモさんお願いします。

【NTT ドコモ 福山氏】

ありがとうございます。請求する側の方で、ブロックや注意喚起するなど、どこでどのようにすればいいのか、具体的には難しいかもしれませんが、そういった権利侵害が起きないような、もしくはその被害を軽減するような工夫というのは、できるのではないかと私たちは想像をしております。それをしていただけると、大変ありがたいとも考えているところです。

【曾我部主査】

では、KDDI さんお願いします。

【KDDI 山本氏】

KDDI でございます。すぐに、何か工夫というのがイメージできるわけではございませんが、色々なやり方があるのかなと思っております。例えば、何か技術的に、P2P であげるものに対してブロックできるような、そういった措置が考えられるかどうかということかと思えます。なかなか今すぐにこれという、特別ないいアイデアがあるわけではございませんが、何かそういったものは検討進めるということは非常に有益かなとは思っています。

以上でございます。

【曾我部主査】

ソフトバンクさんお願いします。

【ソフトバンク 山下氏】

ご質問ありがとうございます。私どもとしても、まずは権利侵害が起きないような手立てが取ればそれが最善であると考えております。何か具体の策があるわけではございませんが、是非請求者側にもそのような工夫をいただくと良いのかなと考えているところです。

以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。そうしましたら質疑の方は以上とさせていただきます。議事の（２）その他ということで、全体を通じまして構成員の皆様から何かありましたらご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

では、議事の２も以上としまして、本日の議事はこれまでとなります。構成員の皆様方から、本日の議事等に関して更なるご意見などありましたら、後ほどメール等で事務局まで、お寄せいただければと思います。

最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

【大内補佐】

次回会合につきましては別途事務局よりご案内を差し上げます。また、主査からご案内のありましたメール等によるご意見の受付についても別途連絡をさせていただきます。

以上でございます。

【曾我部主査】

ありがとうございました。では、以上を持ちましてデジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会 発信者情報開示ワーキンググループ 第3回会合を閉会いたします。

本日、構成員の皆様、それからヒアリングに応じていただいた事業者の皆様、どうもありがとうございました。

【以上】